

平成 21 年 12 月 16 日

地域振興局地域整備部建築課長 様

土木部都市局建築住宅課建築指導係長

建築計画概要書等の閲覧の際の撮影について

平成 21 年 12 月 8 日付けで照会した標記については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、運用に当たって留意願います。

なお、特定行政庁に対しても県の取扱いについて連絡済みです。

記

- 1 一般的に閲覧は「その場で見る」ことであり、建築計画概要書等をデジタルカメラ等により撮影することは閲覧の範囲外である。
- 2 新潟県建築基準法施行細則の閲覧に関する規定では、写しの交付を規定していないため、撮影は認められない。(撮影は写しの交付に類する行為)
- 3 撮影を希望する閲覧請求者に対しては、新潟県情報公開条例に基づく行政文書公開請求により、写しの交付を受けるよう勧めるものとする。